令和5年第2回三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説 明 資 料

◎議案補充説明

| (1)議案第10号「工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線 (宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P3橋脚))」 | ··· 1 |
|---|-------|
| (2)議案第11号「工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線 (宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P4橋脚))」 | 4 |
| (3)議案第12号「工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線 (宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P5橋脚))」 | 7 |
| ◎所管事項 | |
| (1)「令和5年版県政レポート(案)」について(関係分) | ···11 |
| (2) 花とみどりの三重づくり推進会議について | 31 |
| (3)三重県建設産業活性化プラン〜次期活性化プランの策定について〜 | 37 |
| (4) 流域治水の推進について 〜水災害による被害軽減に向けたソフト・ハード両面の取組の推進〜 | 47 |
| (5) 令和5年6月2日から3日の大雨における 防災・減災、国土強靱化対策 効果事例 | 59 |
| (6)審議会等の審議状況について | 71 |

令和5年6月26日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1)議案第10号「工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁 架替(下部工)工事(P3橋脚))」

| 議案 第10号 工事請負契約について | | | | | | |
|--------------------|--|---|-----|---------|---|--|
| エ | 事名 | 伊勢市道高向小俣線(宮川 | 橋)橋 | 梁架替(| (下部工)工事(P3橋脚) | |
| 施口 | - 場所 | 伊勢市御薗町高向 ~ 伊 | 勢市小 | 小俣町元 | 进 地内 | |
| 契約 | 金額 | 513,150,000円(消費税等 | 含む) | | | |
| | 負 者 任名 | 伊勢市浦口4丁目1番11号 山野·西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 浩 | | | | |
| 契約 | 工期 | 議決日から 400 日間 | | | | |
| P3: | <u>工事の概要</u> P3橋脚工 N=1基 橋脚工 H=16.5m V=485m ³ ニューマチックケーソン基礎工 L=25.0m | | | | | |
| 契約 | 的方法 | 一般競争入札 | | | | |
| | 年月日 | 令和5年4月17日 | 評価 | 西値 2.53 | 3654 (最高値 2.53654 最低値 2.36101) | |
| 入札 | 業者数 | 4 | 価 | 格· | 最低 513,150,000 円(消費税等含む) 466,500,000 円(消費税等抜き) | |
| 状況 | N 1 3 | ' | 124 | 11 | 最高 545,105,000 円(消費税等含む) 495,550,000 円(消費税等抜き) | |
| | 回 数 | 1 | 予価 | 定 格 | 550,605,000 円(消費税等含む) 500,550,000 円(消費税等抜き) | |

【議案 第10号】 伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P3橋脚)P3橋脚工 N=1基橋脚工 H=16.5m V=485m³ニューマチックケーソン基礎工 L=25.0m

位 置 図



現場状況写真



入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和5年4月17日

工事番号 令和5年度 県単道改(整備)第00-1分0001号

工 事 名 伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P3橋脚)

施工場所 伊勢市御薗町高向 ~ 伊勢市小俣町元町 地内

| | 入札者 | | 備考 | | |
|---|-------------------|---------------|---------|----------|---|
| | 八化有 | 入札額 | 標準点+加算点 | 評価値 | 1 |
| 1 | 山野・西邦特定建設工事共同企業体 | 466, 500, 000 | 118. 33 | 2. 53654 | 落札決定 |
| 2 | 浜口・下特定建設工事共同企業体 | 495, 550, 000 | 117. 00 | 2. 36101 | |
| 3 | 朝日丸・丸宗特定建設工事共同企業体 | 466, 940, 000 | 117. 77 | 2. 52216 | 無効 P5工事落札者 |
| 4 | 宮本・森特定建設工事共同企業体 | 500, 000, 000 | 117. 77 | 2. 35540 | 無効 P4工事落札者 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| _ | | | | | |

上記入札額は、消費税および地方消費税(免税業者にあっては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行っ たため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案によ る加算点を加えた技術評価点を入札額(千万円単位)で除した値(小数点第六位以下切り捨て)で す。

◎議案補充説明

(2) 議案第11号「工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁 架替(下部工)工事(P4橋脚))」

| 議案 第11号 工事請負契約について | | | | | | |
|--------------------|--|--|--------|--------|---|--|
| エ | 事名 | 伊勢市道高向小俣線(宮川 | (橋)橋 | 梁架替(| 传(下部工)工事(P4橋脚) | |
| 施□ | □場所 | 伊勢市御薗町高向 ~ 伊 | 勢市小 | 俣町元 | 元町 地内 | |
| 契糸 | 5 金額 | 870,672,000 円(消費税等 | 含む) | | | |
| | 負 者 | 伊勢市辻久留3丁目5番52号 宮本·森特定建設工事共同企業体 代表者 宮本建設株式会社 代表取締役 稲葉 雄一 | | | | |
| 契糸 | 5 工 期 | 議決日から 765 日間 | | | | |
| P4: | <u>工事の概要</u> P4橋脚工 N=1基 橋脚工 H=16.9m V=482m ³ ニューマチックケーソン基礎工 L=27.0m | | | | | |
| 契系 | 的 方 法 | 一般競争入札 | | | | |
| | 年月日 | 令和5年4月17日 | 評価 | 値 1.48 | 18789 (最高値 1.48789 最低値 1.39518) | |
| 入札状 | 業者数 | 4 | 価 | 格 | 最低 870,672,000 円(消費税等含む) 791,520,000 円(消費税等抜き) 最高 922,460,000 円(消費税等含む) | |
| 況 | | | | | 838,600,000 円(消費税等抜き) | |
| | 回 数 | 1 | 予 価 | 定 格 | | |

【議案 第11号】 伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P4橋脚)P4橋脚工 N=1基橋脚工 H=16.9m V=482m³ニューマチックケーソン基礎工 L=27.0m

位 置 図



現場状況写真



入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和5年4月17日

工事番号 令和5年度 県単道改(整備)第00-1分0002号

工 事 名 伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P4橋脚)

施工場所 伊勢市御薗町高向 ~ 伊勢市小俣町元町 地内

| | 2 +l =¥ | | /# ** | | |
|---|-------------------|---------------|------------------|----------|------|
| | 入札者 | 入札額 | 標準点+加算点 | 評価値 | 備考 |
| 1 | 宮本・森特定建設工事共同企業体 | 791, 520, 000 | 117. 77 | 1. 48789 | 落札決定 |
| 2 | 山野・西邦特定建設工事共同企業体 | 802, 000, 000 | 118. 33 | 1. 47543 | |
| 3 | 朝日丸・丸宗特定建設工事共同企業体 | 799, 730, 000 | 117. 77 | 1. 47262 | |
| 4 | 浜口・下特定建設工事共同企業体 | 838, 600, 000 | 117. 00 | 1. 39518 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

上記入札額は、消費税および地方消費税(免税業者にあっては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行っ たため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案によ る加算点を加えた技術評価点を入札額(千万円単位)で除した値(小数点第六位以下切り捨て)で す。

◎議案補充説明

(3) 議案第12号「工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁 架替(下部工)工事(P5橋脚))」

| 議案 | 議案 第12号 工事請負契約について | | | | | |
|---------|---|--|------|--------|---|--|
| I | 事名 | 伊勢市道高向小俣線(宮川 | 橋)橋 | 梁架替(| を (下部工)工事(P5橋脚) | |
| 施□ | □場所 | 伊勢市御薗町高向 ~ 伊 | 勢市小 | 俣町元 | 元町 地内 | |
| 契糸 | り金 額 | 841,049,000 円(消費税等 | (含む) | | | |
| | 負 者 | 伊勢市小木町604番地3 朝日丸·丸宗特定建設工事共同企業体 代表者 朝日丸建設株式会社 代表取締役社長 牧原 康 | | | | |
| 契糸 | り工 期 | 議決日から 765 日間 | | | | |
| P5 格 | <u>工事の概要</u> P5 橋脚工 N=1基 橋脚工 H=17.6m V=503m ³ ニューマチックケーソン基礎工 L=27.5m | | | | | |
| 契系 | 約 方 法 | 一般競争入札 | | | | |
| | 年月日 | 令和5年4月17日 | 評価 | 値 1.54 | 54030 (最高値 1.54030 最低値 1.44444) | |
| 入札 | 業者数 | 4 | 価 | 格 | 最低 841,049,000 円(消費税等含む) 764,590,000 円(消費税等抜き) | |
| 状況 | 未 日 蚁 | 4 | ТІШ | 竹 | 最高 891,000,000 円(消費税等含む) 810,000,000 円(消費税等抜き) | |
| | 回 数 | 1 | 予価 | 定 格 | | |

【議案 第12号】 伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P5橋脚)P5橋脚工 N=1基橋脚工 H=17.6m V=503m³ニューマチックケーソン基礎工 L=27.5m

位 置 図



現場状況写真



入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和5年4月17日

工事番号 令和5年度 県単道改(整備)第00-1分0003号

工 事 名 伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P5橋脚)

施工場所 伊勢市御薗町高向 ~ 伊勢市小俣町元町 地内

| | 7 41 42 | | /# #z | | |
|---|-------------------|---------------|---------|----------|---------------|
| | 入札者 | 入札額 | 標準点+加算点 | 評価値 | 備考 |
| 1 | 朝日丸・丸宗特定建設工事共同企業体 | 764, 590, 000 | 117. 77 | 1. 54030 | 落札決定 |
| 2 | 山野・西邦特定建設工事共同企業体 | 775, 000, 000 | 118. 33 | 1. 52683 | |
| 3 | 浜口・下特定建設工事共同企業体 | 810, 000, 000 | 117. 00 | 1. 44444 | |
| 4 | 宮本・森特定建設工事共同企業体 | 764, 350, 000 | 117. 77 | 1. 54078 | 無効 P4工事落札者 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

上記入札額は、消費税および地方消費税(免税業者にあっては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行っ たため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案によ る加算点を加えた技術評価点を入札額(千万円単位)で除した値(小数点第六位以下切り捨て)で す。 (1)「令和5年版県政レポート(案)」について(関係分)

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦

令和4年度の取組状況と今後の対応

「みえ元気プランで進める7つの挑戦」は、「強じん*な美し国*ビジョンみえ」で示す基本 理念の実現に向けて、プランの計画期間の5年間で取組を一層加速させていかなければな らない課題を抽出し、積極果敢に対応していくために位置づけています。

それぞれの挑戦で示している「取組方向」について、令和4年度の取組状況と、令和5年 度以降に残された課題と対応等について整理しました。

みえ元気プランで進める7つの挑戦

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応
- (3) 三重の魅力を生かした観光振興
- (4) 脱炭素*化等をチャンスととらえた産業振興 ~「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進~
- (5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進
- (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実
- (7) 人口減少への総合的な対応

(記載内容の説明)



← 7つの挑戦のタイトルを記載しています。

(それぞれの挑戦について、取組状況や今後の対応について概要を記載しています。)

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和4年度の取組と令和5年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

| の課題と対応のつち、主なものを記載しています。 | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 令和4年度の主な取組 | 令和5年度以降の課題と対応 | | | | |
| ♦ 0000000000000000 | | | | | |
| ·○○○○○○○○○(関連施策:○- | ○) ←7つの挑戦に記載されている「取組 ト | | | | |
| .00000000000000000000000000000000000000 | 方向」の項目を記載しています。 | | | | |
| 000000000000000000000000000000000000000 | 000000000000000000000000000000000000000 | | | | |
| 00000000 | 0000000000000 | | | | |
| .00000000000000000000000000000000000000 | .00000000000000000000000000000000000000 | | | | |
| ↑各項目に関連する、令和4年度の 主な取組内容を記載しています。 | ↑各項目に関連する、残された課題と 令和5年度の対応を記載しています。 | | | | |

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

「平時における人材育成」については、学生など若者の防災人材育成を図るとともに、シンポジウムの開催や地震体験車の活用による県民への啓発に取り組みました。若者の防災人材育成は災害に強い地域づくりにとって重要であり、引き続き、地域での若者を巻き込んだ防災活動を促進します。

「平時におけるハード整備」では、県が管理するインフラの耐震化や老朽化対策等の施設整備を進めるとともに、道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充を行いました。引き続き、耐震化や施設整備を進めるとともに、インフラマネジメントを高度化していくため、ICTの活用を進めます。

「救助・避難」におけるソフト面の取組については、大規模災害時の初動対応について改めて検証するとともに、ハザードマップの作成や避難所の資機材整備等の市町の取組への支援を行いました。災害対策本部の初動対応力強化や市町の災害対応力の充実・強化を図る必要があることから、引き続き市町の取組を支援するとともに、実践的な訓練や緊急派遣チーム登録者を市町に派遣する訓練などを実施します。

「救助・避難」におけるハード面の取組については、市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援するとともに、初動対応をはじめとした災害対応をより迅速・的確に実施できるよう、庁内に常設のオペレーションルーム及びシチュエーションルームを整備します。

「復旧」における取組として、発災後のすみやかな復旧活動を行えるよう、緊急輸送・搬送ネットワークの確保のための取組や、災害廃棄物の迅速な処理に向けた人材育成を引き続き進めます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和4年度の取組と令和5年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和4年度の主な取組

令和5年度以降の課題と対応

◆平時における人材育成

・若者の防災人材育成 (関連施策:1-2)

- ・若年層の防災意識の向上を図るため、県内 の学生など若者を地域防災の担い手として養 成(49 名)するとともに、養成した若者の自由 な発想力を生かし、SNSや各種メディア等を 活用した防災情報の発信を行いました。
- ・災害に強い地域づくりを進めるため、引き続き県内の若者等を地域防災の担い手として養成し、養成した若者による若年層の防災意識の向上と、地域での他の若者を巻き込んだ防災活動を促進します。

・シンポジウム等による県民への啓発(関連施策:1-2)

- ・県民の防災意識を醸成するため、シンポジウムの開催(2回)や地震体験車による普及啓発(413回)に取り組むとともに、外国人住民への啓発をより効果的に実施できるよう、地震体験車1台を6か国語に対応した車両に更新しました。
- ・ 引き続き、シンポジウムの開催や地震体験車による普及啓発に取り組むとともに、大型商業施設における防災啓発イベントの実施等により、県民の防災意識の醸成を図ります。

◆平時におけるハード整備

・インフラの耐震化、老朽化対策等の整備 ・インフラへの ICT 等の新技術の導入 (関連施策: 1-3)

- ・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備 や、地震・津波による被害軽減のため、県管理 の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震 対策を推進しました。また、堤防等については 粘り強い構造とする施設整備を進めました。
- ・道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等 の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報 提供システムをよりわかりやすく更新するな ど、インフラ危機管理体制の強化を進めまし た。
- ・強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、引き続き県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めるとともに、海岸堤防等については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。
- ・被災情報を迅速に把握するため、引き続き、 道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に 取り組みます。また、初動体制を強化する必要 があるため、排水ポンプ車を導入します。

◆救助・避難 ソフト面

・オペレーション機能のさらなる強化 ・実践的な訓練 (関連施策:1-1)

- ・より迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、大規模地震発生直後の極めて早い段階における具体的な活動手順を明確に示した「南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー(災害対策本部体制編)」を8月に策定し、これに基づく総合図上訓練を9月及び1月に実施しました。
- ・ 災害対策本部の初動対応力をより一層強化 するため、外部の専門的なノウハウを活用した 実践的な図上訓練を実施します。

・市町への支援(訓練、マニュアル整備、災害時の職員派遣) (関連施策:1-1)

- ・ 災害時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町が実施する図上訓練(災害対策本部運営訓練)等において、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等の支援を行いました(5市町)。
- ・ 引き続き、市町が実施する図上訓練(災害対策本部運営訓練)に対して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町のニーズや状況に応じた必要な支援を実施します。
- ・大規模災害発生時に市町の被害情報の収集 及び要請事項の把握を行い、市町の災害対策 活動が円滑に実施されるよう、総括支援員(管 理職)、支援員(防災に精通した職員)、情報連 絡員で構成する緊急派遣チームを新たに整備 しました。
- ・緊急派遣チームが十分に役割を果たせるよう、活動内容についての研修を実施するとともに、台風接近時等には市町への派遣を行います。また、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、緊急派遣チーム登録者を実際に市町に派遣する訓練を実施します。

・防災情報の提供(関連施策:1-2)

- ・災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、 気象や災害に関する防災情報を、ホームペー ジやSNSなどさまざまな手段を用いてわかり やすく提供しました。
- ・避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNSにより気象や災害に関する防災情報を県民に迅速にわかりやすい表現で提供します。

・市町への支援(避難体制) (関連施策:1-2)

- ・津波避難の実効性をより高めていけるよう、 地区防災計画の策定(12 市町)など、市町が 取り組む津波避難対策の充実・強化につい て、防災技術指導員の派遣等により支援しま した。
- ・地震発生から津波到達までの限られた時間 の中で、地形、気象条件、時間帯など様々な条 件のもと、県民一人ひとりが命を守るために最 適な避難場所へ避難できるよう、津波避難対 策の実効性のさらなる向上に向けて市町とと もに取り組みます。

・市町への支援(避難所) (関連施策:1-2)

- ・避難所の適切な運営や避難所における新型 コロナ対策を促進するためのアセスメントを実 施(9市町)しました。また、災害リスクの高い 区域に立地する社会福祉施設における実効性 のある避難対策を進めるため、モデル施設を 選定(6施設)の上、課題の洗い出しと訓練に よる解決策の検証に取り組みました。
- 症対策も視野に入れた避難所運営について、 アセスメントの実施などにより運営に携わる自 主防災組織等の対応力向上を図ります。また、 災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施 設において、実効性のある避難対策を促進し ます。

・県民の適切な避難行動を促進するため、感染

- ・ハザードマップや避難所運営マニュアルの作成、避難所の資機材整備など、市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化を促進するため、地域減災力強化推進補助金により支援しました。
- ・ 引き続き、ハザードマップや避難所運営マニュアルの作成、避難所の資機材整備の取組を 支援します。

・帰宅困難者等の支援 (関連施策:1-1)

- ・県内に店舗数が多く、地域住民の認知度も高い自動車販売店約120店舗と新たに「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、災害時に徒歩帰宅者に水やトイレ、通行可能道路等の情報提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」として位置付けました。
- ・帰宅困難者が応急活動等の妨げになることなどを防ぐための一斉帰宅の抑制も含めた帰宅 困難者支援の取組について県民への周知・啓 発に取り組みます。

◆救助・避難 ハード面

・市町への支援(津波避難タワーなどの整備) (関連施策:1-2)

- ・ 津波到達までに時間的余裕がない市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援するための具体的な手法について検討を行いました。
- ・ 津波から県民の命を守るため、一時避難場 所や避難路の整備が市町によって進められて きましたが、財政負担が大きく、整備が進んで いない市町もあることから、津波到達までに時 間的余裕がない市町が実施する津波避難タワ ーや避難路等の整備を支援します。

・県災害対策本部オペレーションルームの設置(関連施策:1-1)

- ・機動的に災害対応を実施できるよう、災害対策本部オペレーションルーム等の整備に向けた検討を進めました。
- ・常設のオペレーションルームと災害対策本部 の対応方針を決定するシチュエーションルー ムを整備し、災害対策本部の機能充実を図り ます。

◆復旧

- ・緊急輸送・搬送ネットワークの確保 (関連施策:1-3)
- ・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅の拡幅を進めました。
- ・緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災 する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困 難な箇所が残っているため、引き続き、大規模 災害発生時であっても緊急輸送機能を確保す るための対策に取り組みます。

・災害廃棄物の迅速な処理 (関連施策:4-2)

- ・大規模災害時に発生する災害廃棄物を速や かに処理できるよう、市町や関係団体と連携 し、図上訓練や研修会を実施するなど、人材育 成に取り組みました。
- ・大規模災害時においても適正かつ円滑に災害廃棄物が処理されるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成に取り組みます。

施策1-3 災害に強い県土づくり

(主担当部局:県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海抜0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の配備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

| めざす姿の実現 | に向けた総合評価 |
|---------|--|
| 総合評価 | 評価の理由 |
| A | 水害のリスクを軽減する河川整備や堆積土砂の撤去等を進め、「流域治水プロジェクト」が進みました。 土砂災害防止施設の整備により要配慮者利用施設等の保全が進みました。また、危険な盛土について県民の皆さんから通報を受ける取組を開始しました。 高潮対策の海岸保全施設の整備や、地震・津波対策の河川・海岸堤防や河口の大型水門の整備が進みました。市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率も上がりました。 橋の落橋や倒壊対策、道路の土砂崩れ対策を進め、災害直後から緊急車両の円滑な通行が確保された緊急輸送道路が増えました。 道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充を進めることで、被災情報の迅速な把握につながりました。また、本庁に設置した災害コントロールルーム*を使った訓練を実施することで、初動体制の強化が進みました。 定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスに取り組むことで、災害時・平常時を問わないインフラ機能の確保が進みました。 |
| 〔 A 順調 | │ B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕 |

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和4年度の主な取組

① 流域治水の推進

・「流域治水プロジェクト」に基づき、すべての県管理河川の洪水浸水想定区域図の指定・公表を令和4年7月に完了しました。さらに、河川の堆積土砂25万㎡を減少させるとともに、樹木伐採を進めました。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害防止施設の整備により、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や 避難所の保全を進めたほか、想定以上に土砂が堆積した砂防ダムについて、緊急度の高い砂 防ダムから堆積土砂の撤去を進めました。また、危険な盛土について県民の皆さんからの通報 を受ける「盛土110番」の運用を開始しました。

③ 山地災害対策の推進

- ・台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の治山施設整備未着手箇所や荒廃森林において災害の未然防止を図るため、治山事業により施設整備を実施しました(74箇所)。
- ・土砂流出防止等の公益的機能が低下した保安林内の森林整備を進めるとともに(39箇所)、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の改修に取り組みました(5箇所)。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を推進しました。また、堤防等については粘り強い構造とする施設整備を進めました。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策は11橋完了、洪水で橋が流されない対策は1橋完了、道路の土砂崩れ対策は6ヶ所完了、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅の拡幅は1ヶ所事業着手しました。

⑥ インフラ危機管理体制の強化

・道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムをよりわかりやすく更新しました。また、本庁に設置した災害コントロールルーム、建設事務所、現場をオンラインで接続することで、迅速に初動する訓練や、建設事務所の全職員を対象とした大規模災害発生時の初動体制を確認する訓練などを実施しました。

⑦ インフラの老朽化対策の推進

・定期点検を実施しました。また、定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを 進めました。 道路施設については、定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トン ネルなど 91 施設について修繕を実施しました。

| 2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価 | | | | | | |
|-----------------------------|------------------|---------|---------------------|---|------------|------------|
| KPI の項目 | KPI の項目 関連する基本事業 | | | | | 基本事業 |
| 令和3年度 | 4年月 | 支 | 5年度 | | 8年度 | 1年度の |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成状 況 | 目標値 実績値 | | 目標値 実績値 | 4年度の 評価 |
| 河川の流れを | を阻害する堆積土 | 砂の堆積量(累 | (計) | | 1 | |
| _ | 249 万 ㎡ | 110 00/ | 232 万 ㎡ | - | 185万㎡ | |
| 270 万 m³ | 245 万㎡ | 119. 0% | | | _ | а |
| 要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率 ② | | | | |) | |
| _ | 10% | 170% | 13% →20% | | 63% | 2 |
| _ | 17% | 170% | _ | | _ | а |

| 市町ハザード | 市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率 ④ | | | | | |
|---|---|-----------|--------------------------------------|------|----------------------------------|---|
| | 54% | 116. 7% | 72% | | 100% | 2 |
| 45% | 63% | 110. 7 70 | _ | | _ | а |
| 大規模地震で | でも壊れない補強 | された橋の割っ | 合 | | 5 |) |
| _ | 92% | 101. 1% | 94% | | 100% | • |
| 91% | 93% | 101. 170 | _ | | _ | а |
| 被災箇所を早 | ₽期発見し、初動を | ・迅速化する体 | 制の構築 | | 6 |) |
| _ | 道路カメラ 設置率 58% 河川カメラ 設置率 54% コントロール ルーム設置 | 達成 | 道路カメラ 設置率 71% 河川カメラ 設置率 67% | 点監ける | ・河川の重 視箇所にお 画像情報の 監視体制の | |
| パトロール や住民など からの通報 を中心とす る情報収集 | 道路カメラ 設置率 58% 河川カメラ 設置率 55% コントロール ルーム設置 | 连以 | _ | | _ | а |
| 橋梁の修繕完了率 | | | | | 7 |) |
| _ | 100% | 100% | 100% | | 100% | 2 |
| 100% | 100% | 100 /0 | _ | | _ | а |

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 流域治水の推進

・豪雨等が頻発化・激甚化する中で、浸水被害リスクの軽減に向けて「流域治水プロジェクト」を 着実に展開するため、気候変動をふまえた河川整備計画の策定などを進めます。鳥羽河内ダム については、工事用道路の整備を進め、本体工事に着手します。このほか災害復旧事業につい ては、早期完了に向けて取り組みます。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害発生の危険性がある区域で、引き続き土砂災害防止施設の整備を進め、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。また、堆積した土砂の撤去が必要な砂防ダムが多く残されていることから、今後も継続的に砂防ダムの堆積土砂撤去を推進します。

③ 山地災害対策の推進

- ・土砂の流出防止や山腹斜面の安定を図るため、台風等による山地災害からの早期復旧や、山地災害危険地区や荒廃森林における治山施設の整備に取り組みます。
- ・森林の土砂流出防止等の公益的機能を発揮させるため、保安林内の森林整備を進めるととも に、山地災害を未然防止するため、長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策に取り組み ます。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、 県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めます。また、海岸堤防等については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

・緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。引き続き、大規模災害発生時であっても緊急輸送機能を確保するための対策に取り組みます。

⑥ インフラ危機管理体制の強化

・被災情報を迅速に把握するため、引き続き、道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に取り組みます。また、初動体制を強化する必要があるため、排水ポンプ車を導入します。

⑦ インフラの老朽化対策の推進

・災害時・平常時を問わずインフラの機能を確保する必要があるため、引き続き、長寿命化計画 に基づく適切なインフラメンテナンスを行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

| \$/#B/ 11 17 17 1 | | | | | | |
|--------------------|--------|--------|--|--|--|--|
| | 令和4年度 | 5年度 | | | | |
| 予算額等 | 39,480 | 75,591 | | | | |
| 概算人件費 | 2,661 | | | | | |
| (配置人員) | (299人) | _ | | | | |

施策11-1 道路・港湾整備の推進

(主担当部局:県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AI*を活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素*へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

| めざす姿の実現 | に向けた総合評価 |
|---------|--|
| 総合評価 | 評価の理由 |
| Α | 鈴鹿亀山道路の新規事業化や東海環状自動車道の用地取得完了など、地域間交流や経済活動を支える幹線道路の整備が着実に進みました。地域間交流の促進や観光復興に向けたアクセス道路の整備として、磯部バイパス等の整備を着実に進めました。また、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保を着実に進めました。津駅において「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を設置し、整備方針の具体化を進めるとともに、賑わいの社会実験を実施するなど、賑わい防災空間の創出に向けた取組が進みました。通学路等における交通安全対策を進めました。また、傷んだ舗装の修繕や剥離の進んだ区画線の塗り直し等、適切な道路の維持管理を行いました。さらに、AIを活用した交通観測体制を拡充し、道路利用サービスの向上を進めました。 道路の機能に応じた街路樹の剪定に向けたガイドラインの作成を進めるとともに、花植え活動による良好な道路空間の形成を進めました。また、道路施設の脱炭素化へ向け、トンネル照明のLED化を進めました。 港湾施設の計画的な点検や老朽化対策を進め、安全な利用を確保しました。また、「三重県港湾みらい共創本部」を設置し、脱炭素化や港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトに向けて港湾関係者との対話を進めました。 |
| 〔 A 順調 | B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕 |

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和4年度の主な取組

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

・鈴鹿亀山道路の新規事業化や東海環状自動車道の用地取得完了など、多くの幹線道路で進 捗がありました。また、名神名阪連絡道路では、計画の具体化に向け、有識者委員会や住民説 明会の開催、地元や道路利用者からの意見聴取などを実施しました。

② 県管理道路の整備推進

・高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路の整備として伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス L=2.5 km)等の整備を進めるとともに、車両のすれ違いが困難な箇所の解消など地域ニーズの的確な対応に向けて、県管理道路の整備を進めました。

③ 交通拠点の機能強化

- ・四日市市が設置し、三重県が参画する「中央通り再編関係者調整会議」で決定された、近鉄四日市駅周辺における賑わい創出社会実験が実施されました。(9月 22 日~10 月 16 日に実施)
- ・県都の顔となる津駅において、三重河川国道事務所・三重県・津市で「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を設置し、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、整備方針の具体化を進めるとともに、賑わいの社会実験を実施しました。(10月19日~30日に実施、合計延べ約6,500人が来場)

④ 交通安全対策の着実な推進

・三重県道路交通環境安全推進連絡会議において、安全な道路交通環境の整備を進めるととも に、通学児童など歩行者の安全確保を図るため、交通安全対策を進めました。特に、千葉県八 街市の事故をふまえた合同点検に基づく交通安全対策が 161 箇所完成しました。

⑤ 適切な道路の維持管理

・傷んだ舗装等の修繕や、剥離が進行している路面標示の引き直しを実施するとともに、三重県 内道路路面標示連絡調整会議で調整した、複数の管理者による路面標示の同時施工も進めま した。また、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、AIを活用した 交通観測体制を拡充しました。

⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進

- ・道路の機能に応じた街路樹の剪定に向けたガイドラインの作成を進めるともに、県民の皆さんと協働した「みえ花と絆のプロジェクト」などにより、花植え活動を進めました。
- ・道路施設の脱炭素化に向け、5箇所のトンネルにおいて照明の LED 化を実施し、CO2 排出量の削減割合が 31%になりました。

⑦ 県管理港湾の機能充実

・県管理港湾の機能充実を図るため、港湾関係者へのヒアリング調査を行い(45 関係者)、1)港湾施設の維持管理に関する課題、2)利用促進に向けた港湾施設に関する課題、3)関係市が進める取組に関する課題、4)脱炭素化に向けた取組に関する課題について取組方針を整理しました。

| 2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価 | | | | | |
|--|--|---|---|--|----------|
| KPI の項目 関連する基本事業 | | | | | |
| 令和3年度 | 4年度 | | 5年度 | 8年度 | 4年度の |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 評価 |
| 中部圏の広域ネ | ットワークを形成す | する東海環状 | 自動車道の開通 | 1 | |
| _ | 用地取得完了 | | 県境(三重県 側)トンネル本 体工事着手 | 〈全線開通〉 県内 23. 3km 全体 153km | |
| 〈県内〉 新四日市 JCT ~大安 IC 間 7.8km | 用地取得完了 | 達成 ———————————————————————————————————— | | _ | a |
| 伊勢·志摩地域の | の交流を促進する | ネットワーク彗 | | 2 | |
| — 磯部 BP 事業中 第 2 伊勢道路 | 磯部BP* 事業中 トンネル 工事中 磯部BP 事業中 | 達成 | 磯部BP 事業中 トンネル 工事完成 | 磯部BP 開通 伊勢志摩連絡 道路の全線開 通(20km) | a |
| /鵜方磯部 BP 供用済 | (トンネル | - 川の敕借 | _ | 3 | |
| ソーノをかみんん | 「心口又地ノーマノ | かの正明 | 近鉄四日市駅 | | |
| _ | 近鉄四日市・津 駅での社会実 験の実施 | 達成 | での主会実験 の実施/津駅 周辺における 整備方針の具体化に着手 | 通ターミナル 計画の策定お よび近鉄四日 市・津駅での整 備推進 | а |
| 近鉄四日市駅 周辺での事業 着手/津駅周辺 での整備方針 の策定 | 社会実験を実 施 | | _ | _ | |
| 危険な通学路の | 交通安全対策が完 | 了した割合 | | 4 | ı |
| _ | 94% | 00.001 | 96% | 100% | |
| 30% | 93% | 99. 0% | _ | | b |
| | | | | <u> </u> | <u> </u> |
| 一 一 | 高をのグA路シ験 料線ンびた知試 料線ンびた知試 を当りよい検の を当りよい検の をラック | 達成 | 高耐をのグム 路シ間を出るのが、 を由りよい後の をおったが のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが | 剥離度Ⅱ以内 | a |
| 剥離度 II 以内 の水準の維持 | モニダリング 調査を実施。シ ステムの試験 運用開始 | | | _ | |

| トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合 ⑥ | | | | | | | |
|---|---------------------------------|----------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|---|--|
| | 30%削減 (CO₂排出量 1,100 t /年) | 103. 3% | 32%削減 (CO₂排出量 1,080 t/年) | 40%削減 (CО₂排出量 950 t /年) | | , | |
| 28%削減 (CO ₂ 排出量 1,150 t/年) | 31%削減 (CO₂排出量 1,095 t /年) | 103. 3% | _ | | _ | a | |
| 県民の皆さんと | ともに進める緑化 | 活動の参加ノ | 人数(累計) | | 6 |) | |
| _ | 4, 400 人 | 129. 1% | 8, 900 人 | 23, 000 人 | | 2 | |
| _ | 5, 682 人 | 129. 170 | _ | <u> </u> | | a | |
| 重要港湾の脱炭 | 素化に関する計画 | の策定 | | | 7 |) | |
| _ | 関係者調整 | | CNP形成計 画策定に着手 | 基 | NP計画に づく事業に ^{部着手} | | |
| _ | ヒアリング調 査実施 取組方針の整 理 | 達成 | _ | | _ | а | |

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

- ・人流・物流の円滑化や活性化によって元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、新名神高速道路(6車線化)、 東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)等の高規格道路や北勢バイパス、中勢バイパス、 、鈴鹿四日市道路等の直轄国道が整備推進されるよう取組を進めます。
- ・鈴鹿亀山道路の早期整備や名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。

② 県管理道路の整備推進

・慢性的な渋滞の発生、激甚化・頻発化する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保など多くの課題があります。引き続き、幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

③ 交通拠点の機能強化

- ・近鉄四日市駅周辺において、居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの実現に向けて、関係者が連携して中央通り再編基本計画の策定に取り組むほか、社会実験も含めた中央通り再編事業が推進されるよう取組を進めます。
- ・自動車の安全かつ円滑な通行に加え、道路空間の再編などによる賑わい空間の創出や公共交通との利便性の向上を図るため、県都の顔となる津駅周辺において、引き続き社会実験も含めて整備方針の具体化を関係機関等と連携して進めます。

④ 交通安全対策の着実な推進

・通学児童等の安全確保が全国的な課題となっているなか、引き続き、通学児童など歩行者等の 安全確保を図るため、スピード感を持って交通安全対策を着実に進めます。

⑤ 適切な道路の維持管理

・道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等道路施設の修繕や、剥離が進行する路面標示の引き直しを進めるとともに、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、交通観測体制のさらなる拡充を進めます。

⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進

- ・街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動や道路除草を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。
- ・道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯の LED 化を計画的 に推進します。

⑦ 県管理港湾の機能充実

・港湾の安全な利用を確保する必要があるため、岸壁や航路等の着実な維持管理に取り組みます。また、港湾の新たな価値を創造するため、港湾の脱炭素化や港湾による地域産業活性化、 港湾を利用した観光活性化に向けた検討を引き続き行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

| | 令和4年度 | 5 年度 |
|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 37,248 | 47,038 |
| 概算人件費 | 2,670 | |
| (配置人員) | (300人) | _ |

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

(主担当部局:県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープラン*に基づき、市町が策定した立地適正化計画*等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーション*の推進に必要な公園整備やダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森(※))における Park-PFI 手法*などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、 県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体 制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

※鈴鹿青少年の森は、ネーミングライツにより令和5年2月から『ダイセーフォレストパーク』を 愛称としています。

| めざす姿の実現に向けた総合評価 | | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|--|
| 総合評価 | 評価の理由 | | | | |
| Α | 市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業への取組の必要性について、勉強会等を通して周知・啓発を行い、市町による都市再生整備事業の取組が開催され、コンパクトで賑わいのあるまちづくりが進みました。また、ダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)において Park-PFI 手法を活用した公園整備が完了し、新たな賑わいを創出する場が整備されました。建築物の検査や維持保全への取組、開発行為の許認可等を適確に行うことで、安全・安心な建築物および宅地が確保されるとともに、住宅・建築物の耐震化を促進することで、地震災害に対する安全性が向上しました。空き家の活用や危険空き家の除却に対する市町の補助制度の整備が進み、これらの市町に対して支援を行うことで、空き家の増加が抑制されました。県営住宅の計画的な改修を行うなど高齢者や子育て世帯等への居住支援を推進しました。 | | | | |
| 〔 A 順調 | B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている] | | | | |

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和4年度の主な取組

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業への取組支援のため、市町担当者向け勉強会を2回開催するとともに、計画策定や事業化に向けた個別相談を実施しました。(勉強会8月:12市町14名参加。11月:11市町14名参加。個別相談8月:1町実施。9月:1町実施。)
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化が 完成しました。(1路線、0.69km)

② 都市基盤整備の推進

・観光誘客の促進に資する公園整備として熊野灘臨海公園におけるプールの再整備や、新たな 賑わいを創出する公園整備としてダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)における Park-PFI 手法を活用した公園整備を進めました。また、県庁前公園については JA 三重ビルの建替 えに伴うリニューアル工事に着手しました。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存 建築物の維持保全のための取組を進めました。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保 するため、開発許可制度の適確な運用に取り組みました。
- ・住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行いました。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・活用可能な空き家の改修や危険な空き家の除却に対する支援を行うとともに、空き家の適正管 理等に関するセミナーを開催しました。
- ・県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めました。また、新型コロナの影響により離職された方には県営住宅の家賃の減免を行いました。
- ・高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、相談会の開催や支援制度の周知 に取り組むほか、県営住宅への入居に際し、連帯保証人が確保できなくとも入居できるよう、連 帯保証人制度の見直しを行いました。

| 2.KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価 | | | | | | | |
|-------------------------|--|------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------|--|
| KPI の項目 関連する基本事 | | | | | 基本事業 | | |
| 令和3年度 | 4年 | 度 | 5年度 | 8年度 | | 4年度の | |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | | 評価 | |
| コンパクトで賑れ | ついのあるまち [.] | づくりに取り | 組む市町の割合 | | 1 |) | |
| | 40% 10 市町 /25 市町 40% 10 市町 | 100% | 44% 11 市町 /25 市町 | 64% 16 市町 /25 市町 | | а | |
| /25 市町 | /25 市町 | | | | | | |
| 多様なニーズに <u>園</u> 数 | 対応した魅力 <i>を</i> | る公園づくり |)に取り組む県営都 | 市公 | 2 |) | |
| <u> </u> | 3 公園 | 133. 3% | 4 公園 | ĺ | 5 公園 | 2 | |
| 2 公園 | 4 公園 | 100. 0 /0 | _ | | _ | a | |
| 県と市町が連携 | して木造住宅の | 耐震化に取り | J組む戸数(累計) | | 3 |) | |
| <u> </u> | 600 戸 | 119. 8% | 1, 200 戸 | 3, | , 000 戸 | 2 | |
| _ | 719戸 | 119.070 | 1 | | _ | а | |
| 県と連携して積 | 極的に空き家対 | 策に取り組む | ご市町の割合 | | 4 |) | |
| _ | 62% 18 市町 /29 市町 | 111. 1% | 68% 20 市町 ∕29 市町 | | 82% 24 市町 29 市町 | а | |
| 58% 17 市町 /29 市町 | 68% 20 市町 ∕29 市町 | 111. 170 | | | _ | а | |

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・これまでに実施してきた勉強会等で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進する必要があることについて、市町担当者の理解が深まってきています。計画策定には、市町担当者の制度へのさらなる理解が必要であることから、個別懇談会を設け、各市町の抱える課題を共有し、情報提供や助言を行う等、丁寧に支援します。
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に 引き続き取り組みます。

② 都市基盤整備の推進

・広域的な集客力強化に資する拠点づくりを進める必要があることから、熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などを計画的に推進するほか、北勢中央公園では園路の整備を完了させるとともに、県庁前公園ではJA 三重ビルの建替えに伴うリニューアル工事を進めます。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められているため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可において、適確な指導・助言等を行います。
- ・地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があるため、住宅・建築物の耐震化等の取組を進めます。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・人口減少に伴い増え続ける空き家問題への対処が必要であるため、空き家の活用や除却に対して支援を進めるとともに、セミナーの開催を通じて空き家の適正管理等について啓発します。
- ・高齢者や子育て世帯等への居住支援が必要であるため、県営住宅の計画的な改修とニーズに応じた整備を行います。また、住宅確保要配慮者への支援制度の周知等の取組を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

| | 令和4年度 | 5年度 |
|--------|--------|-------|
| 予算額等 | 3,234 | 5,011 |
| 概算人件費 | 1,192 | _ |
| (配置人員) | (134人) | _ |

行政運営7 公共事業推進の支援

(主担当部局:県土整備部)

行政運営の目標

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。

建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

| 目標の実現に向けた総合評価 | | | | |
|---------------|---|--|--|--|
| 総合評価 | 評価の理由 | | | |
| А | 公共事業への信頼感の向上に向け、「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共事業の適正な執行・管理を行うことで、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保しました。 建設業の担い手確保に向け魅力発信を行うとともに、週休二日制工事の達成率やICT活用工事の実施率が向上し、働き方改革や建設現場の生産性の向上につながりました。 建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境を継続的に確保しました。 | | | |
| 〔 A 順調 | B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕 | | | |

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和4年度の主な取組

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・「三重県公共事業評価審査委員会」で 19 件の調査審議を受け、全て適正であると答申を得ま
- ・「三重県入札等監視委員会」で17件の調査審議を受け、全て適正と判断されました。
- ・次期進行管理システムの令和6年度運用開始に向け、構築業務を計画的に進めました。

② 公共事業を推進するための体制づくり

・「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、教育機関と建設企業との連携による担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革の推進のための週休二日制工事の拡大に取り組みました。また、生産性向上のための施工時期の平準化および ICT の活用拡大に向けた取組を推進しました。さらに技能者の処遇改善等に向け建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進などに取り組みました。

③ 受注者への不当要求等の根絶

・「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」の地域協議会および本部協議会を開催し、これまでの取組状況や不当要求等の発生状況等について、情報共有等を行いました。また、発注者による警察や弁護士会への相談、市町職員のオブザーバー参加についてを協議会規約に追加し体制の強化を図りました。

| 2.KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価 | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|------------|--------------|-----------|----------|------|
| KPI の項目 関連する基本事 | | | | | 基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | | 5年度 | | 年度 | 4年度の |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達 成状況 | 目標値 実績値 | | 標値 績値 | 評価 |
| 公共事業の適 | 正な執行 | | | | | 1 |
| | 適正な執行の継 | | 適正な執行 | 適正 | な執行 | |
| | 続 | 達成 | の継続 | の | 継続 | 3 |
| 適正に執行 | 適正な執行 | 连风 | | | | а |
| 迎近に称1 | の継続 | | | | | |
| 週休二日制工 | 事(4週8休)の達成る | 率 | | | (| 2 |
| <u> </u> | 60% | 128. 3% | 70% | 100% — | | а |
| 37% | 77% | 120. 370 | _ | | | |
| ICT活用工事 | (土工)の実施率 | | | | (| 2 |
| _ | 72% | 90. 3% | 79% | 10 | 00% | b |
| 65% | 65% | 90. 3% | _ | | _ | D |
| 建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保 ③ | | | | | | |
| | 適正な履行環境 | | 適正な履行環境 | 適正な | 履行環境 | |
| _ | の継続的な確保 | 達成 | の継続的な確保 | の継続 | 的な確保 | 2 |
| 適正な履行 | 適正な履行環境 | 连风 | | | | а |
| 環境を確保 | の継続的な確保 | | _ | | | |

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・公共事業の公平性・透明性を確保するため、公共事業の適正な執行・管理に継続的に取り組む ことが必要です。引き続き「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の 調査審議を受け、公共事業の適正な執行に取り組みます。
- ・業務の効率化が必要であるため、次期進行管理システムの構築に取り組みます。

② 公共事業を推進するための体制づくり

- ・県民生活に必要不可欠な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など重要な役割を担う地域の建設業が未来に存続できるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」の成果の検証を行ったうえで、「次期三重県建設産業活性化プラン」を策定します。
- ・担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革推進のため、取組を継続することが必要です。引き続き、週休二日制工事の拡大に取り組みます。また、生産性向上への取組として施工時期の平準化、ICT 活用工事の工種拡大、BIM/CIM の試行の継続など各種取組を進めます。さらに技能者の処遇改善等に向け建設キャリアアップシステム(CCUS)の更なる活用促進などに取り組みます。

③ 受注者への不当要求等の根絶

・継続して不当要求への根絶に取り組むことが必要です。引き続き、「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、関係機関等と連携して、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

| | 令和4年度 | 5年度 |
|--------|--------|-------|
| 予算額等 | 4,559 | 4,711 |
| 概算人件費 | 1,548 | |
| (配置人員) | (174人) | _ |

w(2)花とみどりの三重づくり推進会議について

7

- 1. 花とみどりの三重づくり条例の概要
- 2. 花とみどりの三重づくり推進会議の位置づけ
- 3. 花とみどりの三重づくり推進会議 委員一覧
- 4. 基本計画の策定スケジュール

(令和5年4月1日施行)

三重県議会では令和3年5月に、「花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会」を設置し、アフターコロナを見通し、花や木で美しい三重のまちづくりを進めていくこと等により、心身ともに健やかな県民の暮らしを実現するための条例の策定に向け、検討を重ね、令和5年4月から、花とみどりの三重づくり条例が施行されています。

この条例は、花壇の花や街路樹をはじめとする花とみどりが与える効果を改めて認識し、その活用の推進を図ることで、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」を実現することをめざしています。

花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「基本計画」を定め、その施策を調査審議を行う「花とみどりの三重づくり推進会議」を設置することとしています。

目的

多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心 豊かな県民生活の実現に寄与すること

基本理念

- 多様な主体の連携協力
- 県民及び事業者の意識の高揚等
- 花とみどりの効用等の有効活用

基本的施策

- 1.県有施設等における花とみどりの活用
- 2.街路樹等の機能の発揮
- 3.社会福祉施設等における花とみどりの 活用の促進
- 4.花とみどりの文化の振興
- 5.花とみどりの教育等の推進
- 6.花とみどりの名所づくりの推進
- 7.人材育成等
- 8.情報収集等
- 9.県民及び事業者の理解の増進等10.顕彰

県の責務等

- 県の責務
- 県民及び事業者の役割
- 県と市町との協働

基本計画

花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や主要な目標等を定めた計画の策定

花とみどりの三重づくり推進会議

花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、 知事の附属機関として設置

33

○ 2. 花とみどりの三重づくり推進会議の位置づけ

基本計画(案)

知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての**基本計画**を定めます。

【基本計画に定める事項】

- 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
- 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標
- 基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が 総合的かつ計画的に講ずべきもの
- そのほか、花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

意見 し、県が 市町長

県民

花とみどりの三重づくり推進会議

花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、**花とみどりの三重づくり推進会議**を設置します。(令和5年10月1日施行)

調査審議

【調查審議事項】

- 基本計画に関する事項
- 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
- そのほか、知事が必要と認める事項

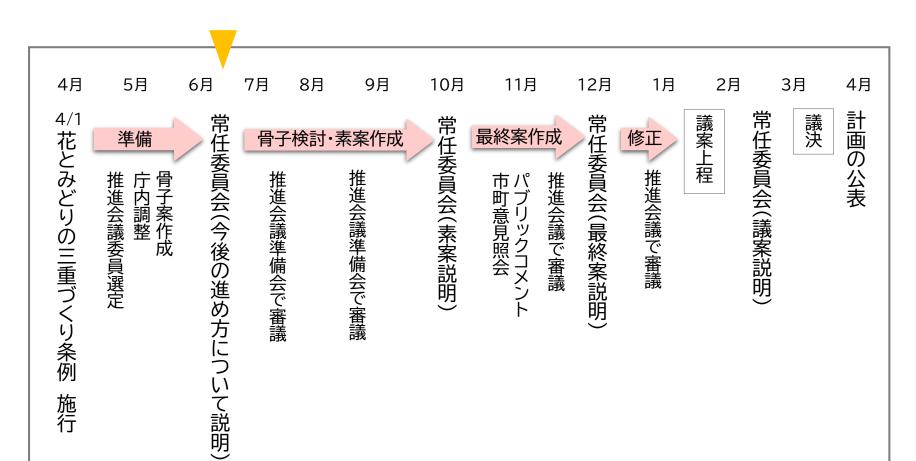
【委員】R5.10.1~任期2年間

- 学識経験のある者
- 関係行政機関の職員
- 花とみどりの活用の推進に関する 事業者等

花とみどりの三重づくり推進会議委員として、次の方々に依頼をしました。 推進会議は、条例の施行期日に合わせ、令和5年10月1日に設置します。基本計画の素案作成のため、推進 会議設置前は、同じメンバーで、準備会として開催します。

| | 委員名 (敬称略) | ご所属等 | | 主な観点 |
|---------------|--------------|------------------------|----------|------------------------|
| | 鶴田 佳子 | 岐阜工業高等専門学校教授 | 計画全般 | 景観計画 |
| 学識経験のあ | 松尾 奈緒子 | 三重大学准教授 | 計画全般 | 緑地計画・緑地保全分野 |
| る者 | 三宅 諭 | 三重大学教授 | 計画全般 | 都市計画 |
| | 山田 邦夫 | 岐阜大学教授 | 計画全般 | 緑地計画·緑地保全分野 |
| | 後藤 直紀 | 中部地方整備局建政部 都市整備課長 | 第9, 16条 | 施設等における花とみどりの活用、情報収集等 |
| 関係行政機関 の職員 | 杉田 悦子 | 東海農政局生産部 園芸特産課農政調整官 | 第12, 16条 | 花とみどりの知識等の普及、情報収集等 |
| 07 戦 貝 | 林 康子 | 三重県小中学校長会幹事 | 第13条 | 花とみどりの教育等の推進 |
| | 山村 武寛 | 三重県市長会 津市都市政策課長 | 第8条 | 市町との連携 |
| | 市村 一雄 | 福花園種苗(株) | 第15, 16条 | 人材育成、情報収集等 |
| | 奥田 誠 | 花の国づくり三重県協議会 | 第12, 16条 | 花とみどりの文化の振興、情報収集 |
| | 加藤 千弘 | 三重県社会福祉協議会 | 第11条 | 社会福祉施設等における花とみどりの活用促進等 |
| 花とみどりの | 田中彩子 | 鈴鹿商工会議所 | 第15条 | 産業支援、人材育成等 |
| 活用の推進に | 中村 駆 | 三重県造園建設業協会 | 第10, 15条 | 街路樹等の機能の発揮、人材育成等 |
| 関する事業者 等 | 樋口 智子 | 三重県観光連盟 | 第14, 16条 | 花とみどりの名所づくりの推進、情報収集等 |
| । | 前川 良文 | (株)緑生園 | 第11条 | 社会福祉施設等における花とみどりの活用促進等 |
| | 松尾 廣文 | 三重県花植木振興会 | 第12, 15条 | 花とみどりの文化の振興、人材育成等 |
| | 望月 俊二 | 公益財団法人岡田文化財団 | 第12,14条 | 花とみどりの文化の振興、名所づくり等 |





(3)三重県建設産業活性化プラン

~次期活性化プランの策定について~





1. 建設業の役割・現状

2. 第三次活性化プランの取組目標の達成状況・検証

3. 次期三重県建設産業活性化プランの検討方針



1. 建設業の役割・現状

建設業の役割

• 地域の建設業は「地域の守り手」として 県民の安全・安心や雇用の確保など 重要な役割を担っている。



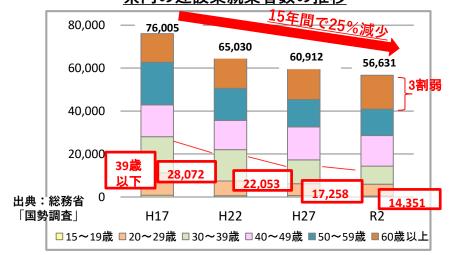




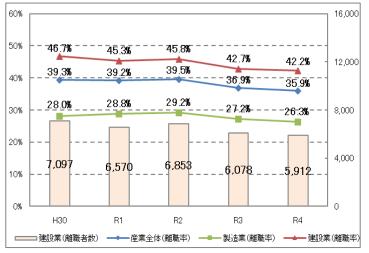
建設業の現状

- 県内の建設業就業者数は、この15年で25%減少(就業者人口の減少)
- 60歳以上の建設従事者は全体の3割弱を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。(高齢化の進行)
- 建設業の高卒就業者(全国)は、その約4割が3年後に離職している。(高い離職率)

県内の建設業就業者数の推移



建設業の新規高校卒就業者の3年目までの離職状況



出典:厚生労働省「新規学校卒業就職者·離職状況調査結果」

○ 2. 第三次活性化プランの取組目標の達成状況・検証

第三次三重県建設産業活性化プランの取組

将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業 | ~確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する~

計画年度

令和2年度~令和5年度

取組方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくこ とが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点をふまえて、次の**5つの取組**を進める

【取組1】 担い手確保や労働環境改善の取組

⇒ (目標項目)

週休二日制工事(4週8休)達成率

(4週8休を達成した工事件数/月二回十日完全週休二日制工事件数)

⇒ (取組施策)

週休二日制工事の拡大、建設業の魅力発信の支援など

- 【取組2】 生産性向上への取組
 - ⇒ (目標項目)

公共事業の平準化率

(年度の4~6月期の平均稼働金額/年度の平均稼働金額)

⇒ (取組施策)

施工時期の平準化、ICT活用工事の推進など

- 【取組3】 技術の継承や新技術の活用に向けた取組
 - ⇒ (目標項目)

若手技術者の登用率

(若手技術者配置工事件数/県発注工事件数(土木一式))

⇒ (取組施策)

CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用など

・【取組4】 地域維持や災害対応への体制強化の取組

⇒ (目標項目)

地域維持型共同企業体の施工率

(地域維持型業務委託の契約額 / 全維持修繕契約額)

⇒ (取組施策)

地域維持型業務委託の改善など

・【取組5】適正な利潤の確保や安定経営への取組

⇒ (目標項目)

売上高経常利益率

(県内建設企業(売上高1億円以上)の売上高経常利益率の平均値)

⇒ (取組施策)

適正な予定価格の設定と適切な設計変更など

担い手確保や労働環境改善の取組

週休二日制工事(4週8休)達成率【R5目標值:70%】H30:21% ⇒ **R4:77%**

週休二日制工事については、建設業界と連携し策定したロードマップに基づき段階的に取組を拡大した結果、週休二日の現場 閉所が浸透し目標を達成。

建設業の魅力発信については、建設業界と連携し出前授業や現場見学会、進路指導教諭との交流会等を実施し取組が進んだ。







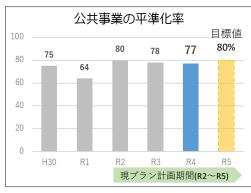
取組2 生産性向上への取組

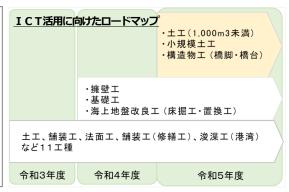
公共事業の平準化率 【R5目標値:80%】H30:75% ⇒ R4:77% 目標項目

施工時期の平準化については、債務設定の活用や平準化マネジメントツールの活用の浸透、速やかな繰越手続きなどにより 計画時点より改善。

ICT活用工事については、試行工事や適用工種の拡大、普及啓発により、取組が進んだ。











取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

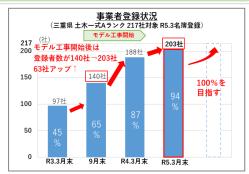
目標項目 若手技術者の登用率 【R5目標値:17%】H30:12.3% ⇒ R4:9.0%

若手技術者の登用については、総合評価における若手技術者の評価、工事成績点の加点等の施策を実施したが、効果が発揮されず目標達成が困難。

<u>CCUS(建設キャリアアップシステム)</u>については、CC <u>US活用モデル工事の拡大等により、元請事業者の登録が進</u>んだ。

CCUS(建設キャリアアップシステム)とは、業界統一のルールで就業履歴や保有資格などをICカードを通じ蓄積するシステムです。





取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

目標項目 地域維持型共同企業体の施工率 【R5目標値:80%】H30:68% ⇒ R4:72%

将来にわたり、地域の安全・安心を確保するため、地域の建設企業による組織的な地域維持の体制づくりが必要。 道路除草を地域維持共同企業体での実施としたことや、地域維持型業務委託制度の改善により、計画時点より施工率が改善した。

取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

目標項目 売上高経常利益率 【R5目標値:4.4%】H30:3.9% ⇒ R3:5.0% (※)

ダンピング受注の防止、受注機会の確保、労務費・資材単価の上昇を設計単価へ早期に反映したことなどにより<u>売上高経常利益率が向上</u>した。(※ R4値は東日本建設業保証(株)により、R5年11月に公表される見込み)

第三次三重県建設産業活性化プランの成果と課題

週休2日制工事やICT活用工事の浸透、売上高経常利益率の向上など、一定の成果が見られるものの、 依然、**建設就業者数は減少傾向にあるとともに離職率が高く**、引き続き**担い手の確保・育成や生産性の向上** に取り組む必要がある



次期プランの策定

- 県と建設業界が連携することで、建設業が抱える課題等を解決し、地域の建設企業が時代の変化に対応 しながら、将来にわたり存続し続けることを目指して、次期建設産業活性化プランを策定する。
- 計画期間は令和6年度~令和9年度とする。

取組方針(案)

地域の建設企業の存続(時代の変化に対応した経営)

【担い手の確保】

教育機関との連携の下、建設業の **魅力を発信**し、担い手を確保する

【生産性の向上】

業務プロセスの仕組みの改善や、 建設DXの導入により、 生産性を 向上させる

休日の確保や長時間労働の是正、 女性活躍等を推進し、労働環境の 改善を図る

【労働環境の改善】

3. 次期三重県建設産業活性化プランの検討方針

検討会議(委員構成)

三重県建設産業活性化プラン検討会議

【検討内容(案)】

次期三重県建設産業活性化プランの検討 【委員構成分野】

- 学識経験者
- 教育機関及び企業経営分野の代表者
- 建設業界及び行政の代表者

担い手確保・育成 小委員会

【検討内容(案)】

- **魅力発信**など、教育機関との 連携取組
- 望まれる労働環境と実現に向 けての取組(共通)

【委員構成分野】

- 学識経験者
- 教育機関の代表者
- 建設業界及び行政の代表者



生産性向上 小委員会

【検討内容(案)】

- 建設DX等の生産性向上の具 体取組
- 望まれる労働環境と実現に向 けての取組(共通)

【委員構成分野】

- 学識経験者
- 建設DX分野の代表者
- 建設業界及び行政の代表者



3. 次期三重県建設産業活性化プランの検討方針 E Mile Prefecture

検討会議 委員 (案) 一覧

| 三重県建設産業活性化プラン検討会議 | | | | |
|-------------------------|--------|---------|--|--|
| 役職 | 氏名 | 分野 | | |
| 三重大学大学院 生物資源学研究科 教授 | 岡島 賢治 | | | |
| 成蹊大学 経済学部 名誉教授 | 井出多加子 | 学識経験者 | | |
| 名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授 | 秀島 栄三 | | | |
| 東日本建設業保証株式会社 三重支店長 | 上田樹雄 | 金融・シンク | | |
| 百五総合研究所 主任研究員 | 小林 ゆかり | タンク | | |
| 三重県立伊勢工業高等学校 校長 | 奥山 敦弘 | 教育 | | |
| 三重県建設業協会 労働委員会 担当副会長 | 橋爪 吉生 | 建設企業 | | |
| 市町(発注者協議会) 津市建設部長 | 渡邉 公隆 | · 行政 | | |
| 三重県県土整備部 理事 | 佐竹 元宏 |]] J 以 | | |

| 生産性向上 | 小委員会 | |
|----------------------------------|-------|---------------|
| 役職 | 氏名 | 分野 |
| 名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授 | 秀島 栄三 | 学識経験者 |
| (一社)建設ディレクター協会 理事長 | 新井 恭子 | · 建設 D X |
| 中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー | 福嶋 成仁 | 建設リス |
| 中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー | 有城 和哉 | 建設企業・ 建設DX |
| 三重県県土整備部 技術管理課長 | 濱瀬 賢司 | 行政 |

| | 担い手確保・育 | 成 4 | 小委員会 | <u> </u> |
|----------------|------------------|-----|------|----------|
| | 役職 | B | 任名 | 分野 |
| 成蹊大学 経済学部 2 | 名誉教授 | 井出 | 多加子 | 学識経験者 |
| 三重県立津工 教諭 | 工業高等学校 | 山脇 | 和吉 | |
| 三重県立桑2 | 名北高等学校 | 井上 | 和也 | 教育 |
| 三重県立紀 | 南高等学校 | 福田 | 美佳 | |
| 三重県建設等 | | 伊藤 | 秀樹 | 建設企業 |
| 三重県建設 女性部会 | | 松本 | くみ子 | 娃臤止未 |
| 三重県県土勢 副部長(公共 | 整備部 事業総合政策担当) | 上标 | 寸 告 | 行政 |

次期プラン策定の進め方

検討会議

現プランの 成果検証

三重県の建設産業の現状分析 (社会情勢・県内建設企業の状況)

上記の成果検証や現状分析を踏まえ、検討会議委員の知見に基づき、 3つの取組方針における具体的な目標・施策等を議論・検討

担い手の確保

生産性の向上

労働環境の改善

次期三重県建設産業活性化プラン策定 令和6年3月(目標)

| スケジュール | 4月~6月 | 7月~9月 | 10月~12月 | 1月~3月 | 4月 |
|------------|----------------|-----------|------------------|---------------|----|
| 策定の流れ | ・現状分析・現プランの成果核 | | | | |
| | 次期フ | プラン骨子案の検討 | 中間案の検討 | 最終案の検討 | 公表 |
| 検討会議 | | ●第1回 | ●第2回 ●小委員会① ● | ●第3回 小委員会② | |
| 議会 (常任委員会) | ●次期フ 策定力 | | ●骨子案 ●中間 |]案 ●最終第 | W) |





(4) 流域治水の推進について

~水災害による被害軽減に向けたソフト・ハード両面の取組の推進~



- 1. 特定都市河川浸水被害対策法の改正
- 2. 特定都市河川の指定
- 3. 気候変動の影響をふまえた取組
- 4. 生命・財産・暮らしを守る施設整備と維持管理
- 5. 河川の治水機能の回復
- 6. 要配慮者施設等を土砂災害から守る施設整備
- 7. 高潮からの住民避難の支援
- 8.住民避難を支援する情報提供
- 9. 早期復旧に向けた取組

48

1. 特定都市河川浸水被害対策法の改正



特定都市河川浸水被害対策法の改正

令和3年5月に特定都市河川浸水被害対策法が改正され、特定都市河川の指定要件が拡大されたため、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速化に加え、国・県・市町・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策に取り組む。

【今までの指定要件】

【拡大された指定要件】

自然的条件等

本川からのバックウォーターや 接続先の河川への排水制限が 想定される河川



市街化の進展

市街化の進展が著しく、 流域内可住地の市街化 率が概ね5割以上の河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は 海面潮位等の影響により排水が困難な河川



ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用

- ○流域水害対策計画に位置付けた<u>河川改修</u>メニュー について、整備を推進
- ·河道掘削、堤防整備、遊水地 等

大規模雨水処理施設整備事業等の活用

- ○流域水害対策計画に位置付けられた内水対策 ニューについて、整備を推進
- ・雨水管理総合計画に基づき、内水対策のための雨 水排水施設を整備

流域内の雨水流出抑制対策

開発等に伴う流出増への対策の義務化 (雨水浸透阻害行為の許可)

○1,000㎡以上で流出雨水量を<u>現在よりも増加さ</u>せる行為への流出抑制対策を義務付け

雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税 (補助率1/3→1/2,固定資産税1/6~1/2に軽減)

○流出雨水量を**現在より減少させる**ための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

流域の水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫

○浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の「浸水被害防止区域」 への指定

防災集団移転促進事業等の活用

○被災前に安全な土地への移転を推進

2. 特定都市河川の指定

中村川・波瀬川・赤川等における特定都市河川の指定と今年度の取組

◎特定都市河川の指定(令和5年3月31日)



・中村川・波瀬川・赤川の雲出川 合流点付近では、雲出川からの バックウォーター等により浸水被 害が頻発



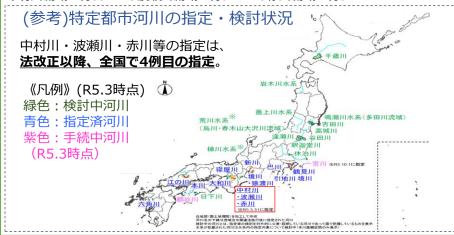
【河川区間】雲出川水系中村川等の計9河川

(国土交通大臣による指定) 中村川、波瀬川、駒返川、大谷川、井置川、岩倉川 飯福田川、柚原川(計8河川)

(三重県知事による指定) 赤川(1河川)

【流域面積】約124km²(津市、松阪市の一部)

中村川流域:約85km²、波瀬川流域:約31km²、赤川流域:約8km²



◎流域水害対策協議会の設置(令和5年7月予定)

○河川管理者だけでなく、関係自治体、下水道管理者のほか、地域住民 や学識経験者などで組織し、流域治水を推進するための協議をおこなう。

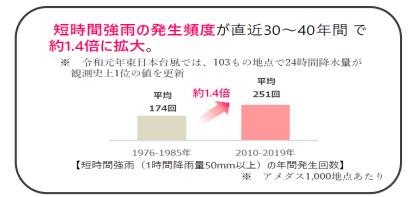


◎流域水害対策計画の策定(令和6年1月予定)

- ○流域水害対策計画では河川の整備のほか、流域における雨水貯留浸 透対策や土地利用の方針などの浸水被害防止・軽減対策を位置付け るもので、主な内容は次のとおり。
 - 1計画期間
- ②浸水被害対策の基本方針
- ③浸水被害対策の目標となる降雨
- ④浸水被害の想定
- ⑤河川管理者が行う整備の内容
- ⑥下水道管理者が行う整備の内容
- ⑦その他の管理者が行う雨水貯留浸透施設に関する事項
- ⑧被害を軽減するための土地利用規制等の事項

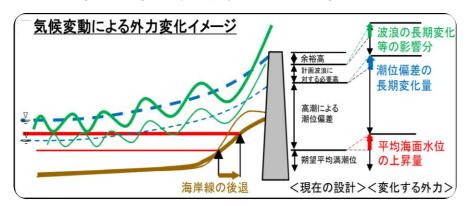
●国が実施した気候変動をふまえた各種委員会の提言では、河川整備計画や海岸保全の取 **組について、気候変動の影響を考慮する必要がある**ことが示されています

□河川整備に影響する気候変動の現状と予測



| 気候変動シナリオ 降雨量 | | 流量 | 洪水発生頻度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 2℃上昇相当 | 約1. 1倍 | 約1. 2倍 | 約2倍 |

□海岸保全に影響する気候変動の現状と予測



| 気候変動シナリオ | 平均海面水位 | 高潮時の潮位偏差 | 波浪 | 海岸侵食 |
|----------|-----------------------|----------|--|------------------|
| 2℃上昇相当 | ・上昇する (0.29~0.59m) | ・極値は上がる | ・波高の平均は下がるが極値は上がる・波向きが変わる | ・砂浜の 6割〜8割が消失 |

国の取組状況

- ●河川では河川整備計画の見直しや検討が進められ ●海岸では**海岸保全基本方針が変更**されています。 ており、**新宮川水系と淀川水系**などでは、**河川整備** 計画の見直しが行われています。

今後の県の取組

- ●河川では国管理河川の事例を参考にしながら、気 候変動の影響を考慮した河川整備計画への見直しを 進めていきます。
- ●海岸では国の基本方針を踏まえ、令和5年度から 「三河湾・伊勢湾沿岸」及び「熊野灘沿岸」の海岸 保全基本計画の見直しに着手します。

4. 生命・財産・暮らしを守る施設整備と維持管理

●施設の整備



洪水対策

●河川のピーク流量を 低減するためダム建設 を進めています

●施設の維持管理

・長寿命化計画に基づく施設の延命化 (堀切川排水機場のポンプ設備の更新)











長寿命化計画に基づく海岸堤防の老朽化対策 (千代崎港海岸(山中地区)の堤防工)

高潮対策

●津波や高潮・侵食による浸水被害から海岸保全施設を保全し、地域住民の安全安心を確保します





土砂災害対策

●土砂災害から人家や 公共施設等を保全し、 地域住民の安全安心を 確保します



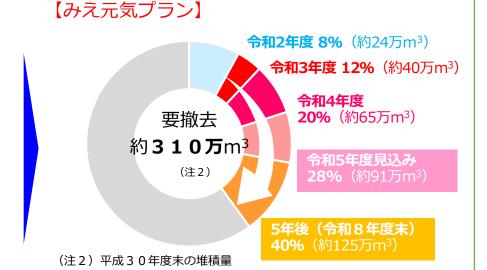
52

5. 河川の流水断面の確保

河川の堆積土砂撤去

毎年の堆積量を上回る撤去を官民で連携して実施





撤去前

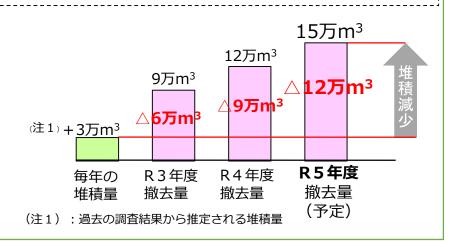
撤去後





<参考>砂防ダムの堆積土砂撤去

毎年の堆積量を上回る撤去を計画的に実施



53

6. 要配慮者施設等を土砂災害から守る施設整備

土石流やがけ崩れ等の土砂災害から、県民の皆さんの**生命・財産・暮らしを守る**ため、「みえ元気プラン」でめざす5年後の目標値を定め、特に自力での避難が困難な**要配慮者が利用する施設**や**避難所**を保全する施設の整備を重点的に進めています。

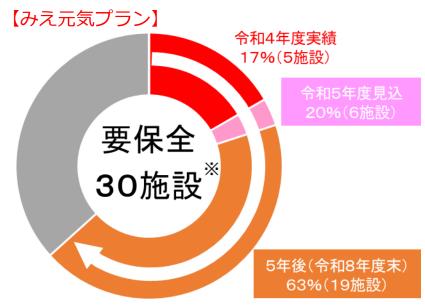
○砂防堰堤の整備



○急傾斜地崩壊防止施設の整備



○施設整備率



※: 令和4年度の事業箇所のうち要配慮者利用施設および 避難所を保全する施設整備数(30施設)

<参考>避難確保計画の作成状況

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、土砂災害に関する避難確保計画を作成する必要があります。

避難確保計画作成率 94% (全国平均 86%)

令和4年9月30日時点

7. 高潮からの住民避難の支援

ハザードマップ整備による住民避難の促進

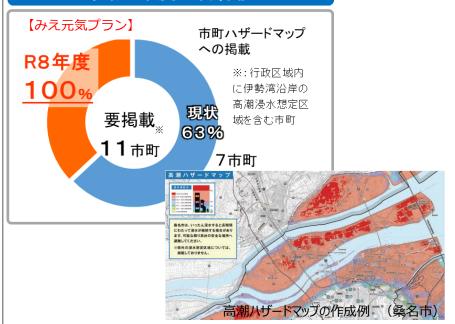
県は高潮浸水想定区域図を作成し、市町はそれを元に八 ザードマップを作成します。

伊勢湾沿岸

令和2年度に高潮浸水想定区域図を作成し、関係市町のハザー ドマップ早期作成を促しています。

高潮浸水区域情報の掲載率

令和8年度の目標値



市町は、水防法に基づき、ハザードマップを作成・配布し、住民 等の自主的避難を促す必要があります。

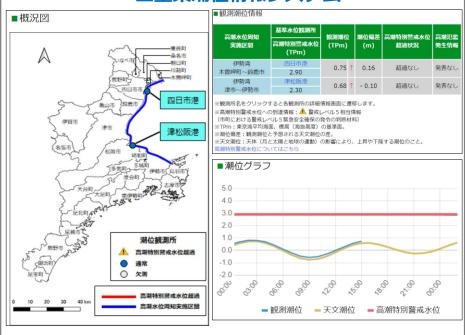
熊野灘沿岸

令和5年度から高潮浸水想定区域図の作成に着手します。

高潮特別警戒水位情報の発信

県民の皆さんに「三重県潮位情報システム」により、高潮による氾濫が発注する危険性を「高潮氾濫発生情報」としてお知らせしています。

三重県潮位情報システム



高潮特別警戒水位:高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位

県は<mark>高潮特別警戒水位</mark>に達した場合には、関係市町等に通知します。

Û

市町は、水防活動に従事する者等の安全確保を図るための 通知を行うとともに、警戒レベル5緊急安全確保の発令の検 討を行います。

河川情報の提供と住民避難の促進 土砂災害警戒情報の発信 県民の皆さんの避難行動や市町による避難指示等の発令を適 重点監視箇所に簡易型河川監視力メラと水位計を整備し、 時・適切に行っていただけるよう、土砂災害危険度情報等が確認 国土交通省の「川の水位情報」で情報提供 できる「三重県土砂災害情報提供システム」を運用しています。 【河川DX中期計画】 カメラ画像の例 土砂災害が想定される土砂災害(特別)警戒区域を閲覧するこ 102箇所 (R5. 6. 2台風2号 加茂川) とができ、お住まいの地域に危険な場所がないか確認できます。 三重県土砂災害情報提供システム 設置箇所数 令和4年度Ver.up! (通常時) 102箇所 より詳細な地域の情報 が確認できます。 55% (57箇所) (出水時) 土砂災害危険度情報 土砂災害警戒情報等 (1kmメッシュ・地域別) (1kmメッシュ) 閲覧できます。 https://www.k.river.go.jp 奈良県 https://www.sabo.pref.mie.jp (パソコン, スマートフォン共通) 土砂災害(特別)警戒区域 O O R4末設置済 57箇所 R5設置予定 12箇所 R6以降設置予定 33箇所 パソコン版 2次元 2次元 バーコード

バーコード

9. 早期復旧に向けた取組

被災後の迅速な対応

現場の被災状況を国・本庁・建設事務所で情報 共有し、初動対応の迅速化に取り組みます。

被災現場のライブ映像などを確認し、初動対応を早期に判断。







○浸水箇所への迅速な排水ポンプ車の出動



○建設業者と連携した迅速な応急対策工事の実施



災害復旧事業におけるデジタル技術活用

ドローン、360°カメラによる撮影、スマホの lider機能を用いた3次元測量、WEB会議方式によるリモート査定など、災害復旧事業におけるデジタル技術の活用を進めます。



(5)令和5年6月2日から3日の大雨における 防災・減災、国土強靱化対策 効果事例

目 次

- 1. 令和5年台風第2号と前線による 6月2日から3日にかけての大雨の状況
- 2. 氾濫危険水位(警戒レベル4) 超過河川の状況
- 3. 整備効果事例 位置図
- 4.事例集

1. 令和5年台風第2号と前線による6月2日から3日にかけての大雨の状況

○県内雨量状況

三重県で初めて線状降水帯が発生!

| 観測所 | 時間最大 | 日雨量 | 備考 |
|--------|------|-------|--------|
| 鳥羽 | 72.5 | 481.0 | 日雨量の |
| 南伊勢 | 61.5 | 401.0 | 観測史上1位 |
| 大紀町藤坂峠 | 50.0 | 385.5 | を更新 |

○道路の状況(県管理道路)

69区間で通行止めを実施 (災害10区間、冠水11区間、雨量規制48区間)



伊勢市街地の冠水の状況

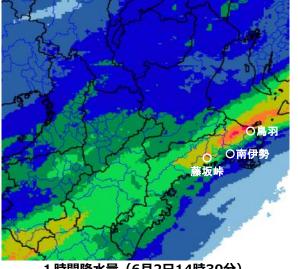


第二伊勢道路白木ICの状況

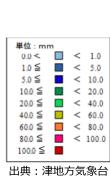
○施設の被災状況

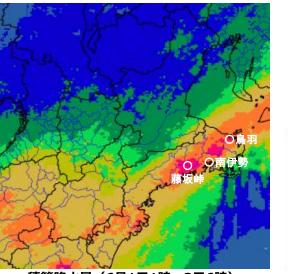
県市合計で71件の災害復旧事業を報告 (6月19日時点)

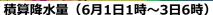
| | 河川 | 砂防設備 | 道路 | 橋梁 | 合計 |
|----|----|------|----|----|----|
| 県 | 22 | 3 | 10 | 0 | 35 |
| 市町 | 18 | 0 | 17 | 1 | 36 |
| 合計 | 40 | 3 | 27 | 1 | 71 |

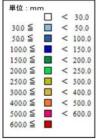










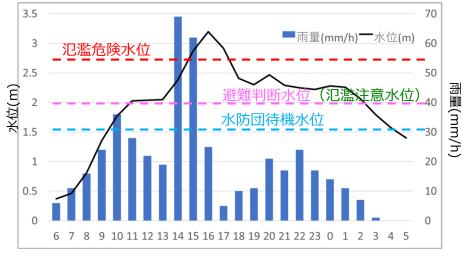


出典:津地方気象台

2. 氾濫危険水位(警戒レベル4)超過河川の状況

県内2河川で氾濫危険水位(警戒レベル4)を超過

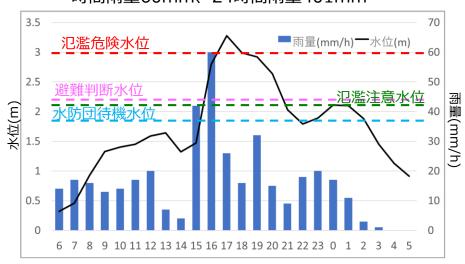
一級河川 五十鈴川(伊勢市 中村観測所) 時間雨量69mm、24時間雨量461mm



五十鈴川(五十鈴橋上流側)6月2日15時30分



二級河川 加茂川 (鳥羽市 岩倉観測所) 時間雨量60mm、24時間雨量401mm

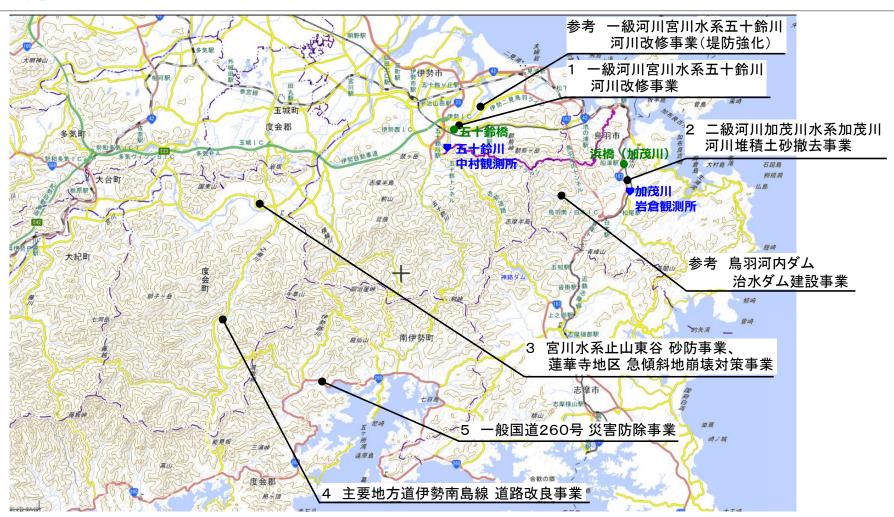


加茂川(浜橋上流側)6月2日18時20分



3. 整備効果事例 位置図

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等で整備したインフラ施設について、6月2日の大雨で整備効果を発揮した代表的な事例を紹介



事例1 堤防整備・河道掘削により洪水発生リスクを軽減

◇一級河川宮川水系五十鈴川 河川改修事業 (伊勢市)

3か年緊急対策





Before:

○豪雨時に、川幅が狭い区間で河川水位が 上昇し、内水被害が発生していた

(代表的な浸水実績 伊勢市内全域) 平成29年10月 台風21号 時間雨量68mm、24時間雨量550mm 床上408戸、床下674戸、面積3000ha

After:

〇河川改修で川幅を拡げたことにより、水位低下が図られ、浸水被害発生リスクを軽減した 今回、平成29年10月台風21号と同程度の雨が降ったが、改修前に比べて、約40cmの水位低下が図られ、浸水被害を軽減した時間雨量69mm、24時間雨量461mm

事例2 河川堆積土砂の撤去により洪水発生リスクを軽減

◇二級河川加茂川水系加茂川 河川堆積土砂撤去事業(鳥羽市)

対策前



Before:

○河川内に土砂が堆積し、豪雨時に河川の水がスムーズに流れず、洪水が発生するリスクがあった(近年の流域での浸水実績)平成27年9月 台風18号時間雨量99mm、24時間雨量350mm床上1戸、床下8戸



After:

〇堆積土砂を撤去したことにより、河川 の水がスムーズに流れ洪水発生リスク が軽減された

今回、浸水被害が発生した平成27年9月豪雨と 同程度の雨が降ったが、氾濫は発生しなかった 時間雨量60mm、24時間雨量401mm

事例3 砂防堰堤及び擁壁により人家や避難所等を保全

○宮川水系止山東谷 砂防事業、蓮華寺地区 急傾斜地崩壊対策事業(度会町)

5か年加速化対策





Before:

〇豪雨時に土石流やがけ崩れが発生し、 下流の人家1戸、避難所(小学校)、 町道が被災するリスクがあった

After:

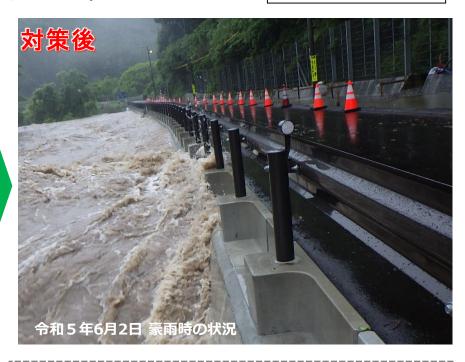
○砂防堰堤・擁壁を整備することにより、 土石流、がけ崩れから避難所・小学校、 人家1戸、町道を保全できる 今回、時間雨量59mm、累計430mm の降雨があったが、土砂災害による 被害は発生しなかった

事例4 道路冠水対策により幹線道路の通行止めリスクを解消

◇主要地方道 伊勢南島線 道路改良事業(度会町)

5か年加速化対策





Before:

○路面が低いため、頻繁に降雨による 道路冠水が発生していた

(対策前の冠水被害)

平成23年9月 時間雨量49mm 累計419mm 平成26年8月 時間雨量68mm 累計276mm 平成29年10月 時間雨量48mm 累計484mm

After:

○道路改良にて路面を60 c m嵩上げする ことにより、大雨時の通行止めリスク を解消した

今回、時間雨量56mm、累計503mm の降雨があったが、道路冠水に伴う 通行止めは発生しなかった

事例5 法面保護工により通行止めリスクを軽減

◇一般国道260号 災害防除事業 (南伊勢町)

5か年加速化対策





○第二次緊急輸送道路に指定されているが 法面に変状が確認され、豪雨時に法面 が崩壊し、道路の通行が困難になるリ スクがあった



After:

〇コンクリートで法面を覆うことにより、豪雨による法面の崩壊を防止し、通行止リスクが軽減された

今回、時間雨量43mm、累計461mm の降雨があったが、法面崩壊による 通行止めは発生しなかった

参考 鳥羽河内ダムに期待される効果

◇鳥羽河内ダム 治水ダム建設事業(鳥羽市)

5か年加速化対策

- 〇鳥羽河内ダムに隣接する河内観測所で、累計452mm(時間最大60mm)の雨量を観測した
- ○今回、約32時間もの間、氾濫注意水位を上回ったが、**鳥羽河内ダムが完成していた場合、水位を**

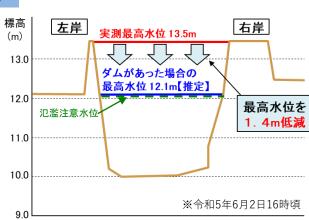
約1.4m下げる効果があり、氾濫注意水位程度まで水位を低下できたと推定される



100 | 110 | 110 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 17 | 120 | 150 | 120 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 15

■ 10分雨量





鳥羽河内ダムでの洪水調節図(推定)

6月2日17時頃

※河内水位観測所(鳥羽河内ダムから約1.7km下流)

河内水位観測所上流の溢水状況

参考 越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化により避難時間を確保

◇一級河川宮川水系五十鈴川 河川改修事業(堤防強化) (伊勢市) 5か年加速化対策





○想定を超える大雨により、河川の水が 堤防を越えると、堤防の裏側等が削ら れて堤防が決壊するリスクがあった



After:

〇堤防をコンクリートで覆うことにより、越水しても壊れにくい「粘り強い堤防」に強化された

今回、近傍の水位観則所において氾濫危険水位(警戒レベル4)を超過したが、氾濫は発生しなかった

(6) 審議会等の審議状況 (<u>令和5年2月15日~令和5年5月31日</u>)

(県土整備部)

| 1 | 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 | |
|---|---------|---|--|
| 2 | 開催年月日 | 令和5年3月13日 | |
| 3 | 委員 | 委員長 岡 良浩 副委員長 岡島 賢治 委員 大野 研 他 6 名 | |
| 4 | 諮問事項 | なし | |
| 5 | 調査審議結果 | 令和4年度に開催された委員会における再評価及び事後評価 の結果に対して、今後の対応方針を報告した。 | |
| 6 | 備考 | 公共事業再評価実施事業 9事業 ·治山1事業、林道1事業、河川6事業、海岸1事業 公共事業事後評価実施事業 10事業 ·農業農村整備1事業、水産基盤整備1事業、道路2事業 砂防3事業、海岸2事業、街路1事業 | |

| 1 | 審議会等の名称 | 三重県都市計画審議会 | |
|---|---------|----------------------|--|
| 2 | 開催年月日 | 令和5年3月29日 | |
| 3 | 委員 | 会 長 松本 幸正 | |
| | | 委員 仲林 真子 他 17 名 | |
| 4 | 諮問事項 | 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について | |
| | | (伊勢市内 産業廃棄物処理施設) | |
| 5 | 調査審議結果 | 諮問事項について、原案どおり答申された。 | |
| 6 | 備考 | | |